

富山県こどもまんなか条例パンフレット制作業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

令和8年4月1日施行の「富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例（略称「富山県こどもまんなか条例」）」（以下「条例」という）について、児童生徒の主体的な学びを促進し、保護者をはじめとする一般県民に対して理念や内容を周知することを目的としてパンフレット（紙媒体・デジタルブック）を制作する。

2 委託業務の概要

（1）委託業務名

富山県こどもまんなか条例パンフレット制作業務

（2）業務内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和9年3月1日（月）まで

（4）委託金額の上限

金 3,082千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記上限額とは別に、契約手続において予定価格を設定する。

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。なお、参加資格のない者の企画提案は、無効とする。

- （1）法人又は法人以外の団体であって、優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- （2）本プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- （6）次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら

れる者。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

(7) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けていない者。

4 受託候補者選定方法

応募のあった提案のうち、提案内容等を総合的に勘案して、最も優れていると考えられるものを採用し、当該提案者を受託候補者とする。

※ 経費見積書の見積額が安価な提案を行った者を、第一義的に採用するものではないことに留意すること。

5 質問受付

本プロポーザルに関する質問は、様式1「質問書」を電子メールで提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出期限 **令和8年6月29日(月)17時00分**

(2) 提出先 akodomokatei@pref.toyama.lg.jp (提出時は電話で到達確認をすること。)

(3) 回答方法 その都度、質問書を提出した事業者に電子メールにて回答するとともに、県ホームページに掲載する。

(4) 受け付けない質問項目

① 審査基準の配点に関する質問

② 他の応募者に関する質問

③ その他、本プロポーザルに参加する者として適切でない質問

6 参加手続等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、様式2「プロポーザル参加申込書」を**令和8年7月6日(月)17時00分までに電子メールで提出すること。**必ず電話で到着確認をすること。

7 企画提案書等の提出

別紙1「仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等の電子データ（PDF）を電子メールで提出すること。また、提案は参加者1者につき1案とする。

(1) 提出期限：**令和8年7月13日（月）17時00分**

(2) 提出先：akodomokatei@pref.toyama.lg.jp（提出時は電話で到達確認をすること。）

(3) 提出書類

次の①～⑥の書類（各A4版）を提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

ア 委託業務に係る考え方・コンセプト

イ 誌面構成及び掲載内容

ウ 企画のポイント・工夫等

エ 業務の進め方（業務の具体的な実施方法、業務スケジュール等）

オ その他新たな提案に関すること

② デザイン案

表紙案（小学校高学年向け及び中学・高校生向けのみ）

③ 経費見積書（任意様式）

本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を記載した資料

④ 業務実施体制報告書（任意様式）

ア 会社の業務概要

イ 委託業務を実施するための社内外（再委託を含む）の実施体制及び配置担当者等

⑤ 過去の類似事例の受注実績（任意様式）

⑥ その他、参考となる資料（任意様式）

(4) 上記のほか、審査の必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は認めない。また、提出後の差替え及び再提出も原則認めない。

8 審査方法等について

(1) 審査方法

書面審査により受託候補者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）

書面審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により受託候補者を決定します。

① 各審査員の採点結果を集計し、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。

なお、合計点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。

② 参加者が1者のみの場合は、各審査員の採点平均が最低基準点である60点（100点×6割）以上になったとき、当該参加者を受託候補者として決定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

提案の採用の有無に関わらず、提案者に対してはその結果を書面により通知する。

採用された場合、主催者と十分協議しながら事業を進めることとするが、採用された提案の内容については、変更・修正する場合がある。

また、協議により主催者から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、主催者は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(4) 失格要件

次に掲げるものの提出は無効とする。

- ① 所定の期日及び場所に提出のないもの。
- ② 今回のプロポーザルに関する条件及びあらかじめ指示した事項に違反するもの。
- ③ 同一提出者が2以上の企画提案を提出したもの。
- ④ 提出書類に虚偽の記載があるもの。

9 契約手続

- (1) 契約は、随意契約の方法（委託業務の仕様の確定、見積書の徴収）により行う。
- (2) 受託候補者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結する。（委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。受託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行う）
- (3) 受託候補者との協議が整わない場合は、同候補者の次に評価が高かった提案者を受託候補者として改めて協議を行う。

10 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年6月29日（月）17時00分（必着） |
| (2) 参加申込期限 | 令和8年7月6日（月）17時00分（必着） |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和8年7月13日（月）17時00分（必着） |
| (4) 審査結果通知 | 令和8年7月28日（火）予定 |
| (5) 業務委託契約締結 | 令和8年7月下旬以降 |

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (2) 本委託業務により作成した成果品及びそれに係る著作権は、県に属するものである。
- (3) 受託者は、本委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) この要領の内容に不明点がある場合には、県担当の指示に従うものとする。

- (6) 本委託業務に係る帳簿類等の書類は、本委託事業が完了した日の属する県の会計年度終了後、5年間保管する。

12 提出先・問い合わせ先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

TEL 076-444-9683 FAX 076-444-3493

MAIL akodomokatei@pref.toyama.lg.jp